

各地教委の在宅勤務（全学労組による取り組みと調べ、2020年5月7日現在）

- 東京都 2.28 学校で勤務するすべての教職員に3月中の年休奨励、時差出勤・自宅待機を認める
- 千葉県 4.13～校務の運営に支障のない範囲で正規職員、非正規職員も合わせて「自宅へ出張」
(千葉市除く) させて、在宅勤務を指示する。教職員を複数のグループに編成し輪番制で勤務
(全体の1/5程度)
5.7～教職員を2グループに編成して、在宅勤務と「学習支援日」を設けて、一部の
児童の登校した際に、約2時間程度、児童の指導にあたる。
非正規職員は、家庭から要望があった児童の預かりを行う。
- 神戸市 4.9 学校の運営に必要な場合の出勤を除き、極力出勤を控え感染予防対策を徹底する
(非常勤教員を含む)、週あたりの利用上限なし、時間単位の取得可能
- 兵庫県 4.17 非常勤教員を含むすべての教員に在宅勤務を認める、1日単位、週4日上限、毎
日全職員の2分の1が出勤できている状況になければならないという上限
- 横浜市 4.11 「職務命令」による在宅勤務を認める、半日勤務を認めず
→4.14 在宅勤務の奨励、目安として職員の3分の1程度の出勤、非常勤教員を含む全教
職員対象。1日単位
→4.14 在宅勤務を小学校・支援学校では約7割、中高では約8割との目安を示す通
知
- 埼玉県 4.13 教職員の出張扱いの在宅勤務を認める、さいたま市で実質1/3程度の職員が
交代で勤務
- 北九州市 4.13 可能な限り出勤者を抑制、「特別休暇（子育て支援、交通遮断等）」「自宅研修」
の取得促進→4.14 全職員を対象とした「在宅勤務」（職務命令）通知→4.15 「1
時間単位の取得可能」

在宅勤務（全学労組による各地教委への取り組み）

東京都 2.28 学校で勤務するすべての教職員に、3月中の年休奨励、時差出勤・自宅待機を認める

千葉県

※ 2.28「千葉学校合同組合」が臨時休校に関する申し入れ、
4.10 同、緊急事態宣言を受けて申し入れ

（千葉市除く）

4.13～校務の運営に支障のない範囲で正規職員、非正規職員も合わせて「自宅へ出張」
させて、在宅勤務を指示する。教職員を複数のグループに編成し輪番制で勤務
（全体の1／5程度）

5.7～教職員を2グループに編成して、在宅勤務と「学習支援日」を設けて、一部の児童の
登校した際に、約2時間程度、児童の指導にあたる。

非正規職員は、家庭から要望があった児童の預かりを行う。

神戸市 4.9 学校の運営に必要な場合の出勤を除き、極力出勤を控え感染予防対策を徹底する（非常勤教員を含む）、週あたりの利用上限なし、時間単位の取得可能

兵庫県 4.17 非常勤教員を含むすべての教員に在宅勤務を認める、1日単位、週4日上限、毎日全職員の2分の1が出勤できている状況になければならないという上限

横浜市 4.11 「職務命令」による在宅勤務を認める、半日勤務を認めず

→4.14 在宅勤務の奨励、目安として職員の3分の1程度の出勤、非常勤教員を含む全教職員対象。1日単位

※ 3.4「横浜学校労働者組合」が、フレックスタイムや適切な特別措置を求める申し入れ

→4.14 在宅勤務が小学校・支援学校では約7割、中高では約8割との目安を示す通知

埼玉県

※4.13 「埼玉教育労働者組合」が休校中の教職員の在宅勤務の活用推進を要望

→4.13 教職員の出張扱いの在宅勤務を認める、さいたま市で実質1／3程度の職員が交代で勤務

北九州市 4.13 可能な限り出勤者を抑制、「特別休暇（子育て支援、交通遮断等）」「自宅研修」の取得促進→4/14 全職員を対象とした「在宅勤務」（職務命令）通知 →4.15 「1時間単位の取得可」に

※ 4.12 「北九州がっこうユニオン・うい」が、在宅勤務とその簡素化などを求める要求書を提出

大阪市 4.13 非常勤教員を含むすべての教職員に在宅勤務を導入→4.20 より管理作業員と給食調理員も

大阪府 4.14 1日単位のテレワークを認める（原則、非常勤職員を除く）、申し出に対し自宅への出張命令という「職務命令」の形式

→4.28 非常勤教員を含む府立学校に勤務する教職員に在宅勤務を認める

※ 4.9 「教育合同」がすべての教職員に勤務制限などを要求、
4.17 「教職員なかまユニオン」が正規・非正規を問わずすべての教職員への柔軟な形式での在宅勤務などを求める要求書（大阪市、文科省にも）、
4/23 「教育合同」が非常勤職員への在宅勤務などを求める要求書

